

平成28年4月1日より

## 住宅を新築した場合に加えて、住宅を**増築・改築**した場合にも、 長期優良住宅建築等計画の認定申請が可能になります！

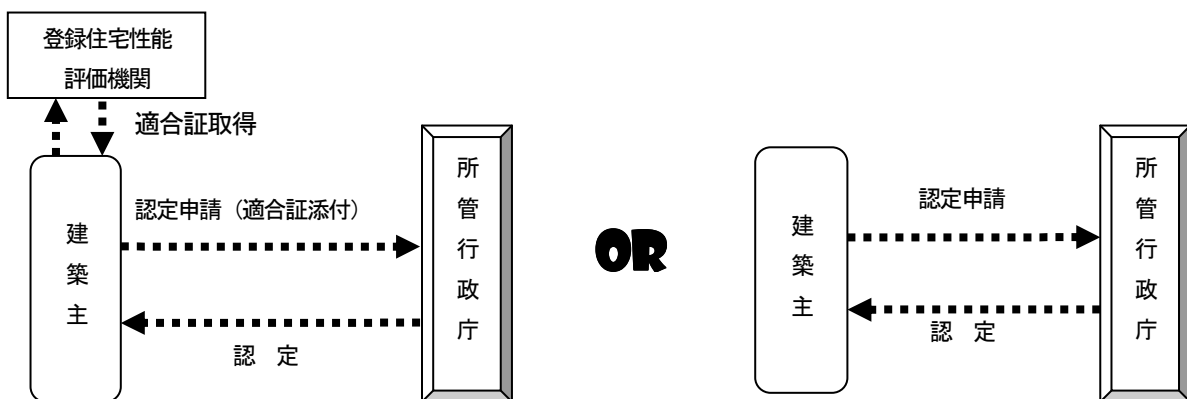
### 《これまで》

住宅を新築する際にのみ、長期優良住宅の認定申請が可能

### 《平成28年4月1日から》

既存の住宅であっても、**増築・改築**を行い、長期優良住宅の認定基準を満たす場合は認定申請が可能に！

### 《申請方法》



### ※注意※

- ・長期優良住宅の**認定基準を満たすための増築・改築を行うことが必要**です。基準を満たしていても、増築・改築を伴わない場合、又は認定基準とは無関係の部分の増築・改築では認定できません。
- ・既存住宅の認定申請時には、**既存部分の住宅診断(インスペクション)を受ける必要**があります。
- ・申請にあたっては、新築住宅と同様に登録住宅性能評価機関の発行する適合証を利用することが可能です。

### 増築・改築の場合の手数料

一戸建ての場合

認定申請手数料

適合証利用 9,000円

直接申請 72,000円

変更申請手数料

適合証利用 4,500円

直接申請 36,000円

※新築時の申請手数料は従来通りです

《問い合わせ先》

多治見市役所 都市計画部 開発指導課

【TEL】0572-22-1111 (内線) 1394